

14.12.8  
202

會社側ニ在リハ今回ノ要求ニ對シ結果ノ手配ヲ以テ  
解決スルヲ屑トセズ綴令要求事項ガ博文館社長室日  
本書籍會社ニ其ノ前例アリトスルニ直ク之レニ倣  
ヒ要求ヲ認容スルニ在リハ將來一次印刷業界ニ及ボ  
ス影響大ナルモノアリテ以テ本争訟發生ヲ祇令ニ都  
下ニテ印刷業者及雜誌社等ト會合シ印刷同業組合  
トシテ今後ノ善後組合及善後ニ對スル態度ヲ協定シ  
タル必要ヲ認ムル因合ヲ為ス事トナリ社長及各重  
役ハ朝來各印刷會社重役ヲ訪問シ凡ノ内ニ業俱兵部  
及小石川階樂園ニ各印刷業者及雜誌社代表集合對策  
協議シタル模様ナリ(協定事項後報)  
右及申(通報)候也

勞務第 二五五三號

大正十四年十一月二十八日

警視總監 大田政玄

内務大臣 若槻禮次郎殿  
東京警備司令官 菊地慎之助殿  
社會局長官 長岡隆一郎殿  
京都六區兵庫 愛知 神奈川  
福岡各府縣知事殿  
農林省令官 松井兵三郎殿  
東京地方裁判所 檢事 殿

日清印刷株式會社各傷身議ニ關スル件(第三報)